

ORIST EXPRESS 会員規約 新旧対照表

	(旧)	(旧)	(新共通版)
	ORIST EXPRESS「和泉センター版」会員規約	ORIST EXPRESS「森之宮センター版」会員規約	
	制定 平成29年7月1日 改定 平成29年10月5日	改定 平成29年4月1日	制定 令和2年 3月 17日
前文	地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という）和泉センター（以下「センター」という）は、法人、およびセンターの活動等の情報を迅速に紹介するために、メールニュース（名称：ORIST EXPRESS「和泉センター版」）を配信します。	地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という）森之宮センター（以下「センター」という）は、法人、およびセンターの活動を迅速に紹介するために、メールマガジン（名称：ORIST EXPRESS「森之宮センター版」）を配信します。	地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という）和泉センターおよび森之宮センター（以下「センター」という）は、法人、および各センターの活動等の情報を迅速に紹介するために、メールマガジンニュース（名称：ORIST EXPRESS「和泉センター版」、ORIST EXPRESS「森之宮センター版」）を配信します。
第4条	会員の登録を希望される方は、法人がホームページ上で定める手続き、または、顧客登録申込書で定める手続きによって会員登録の申し込みを行うものとします。 2 前項の申し込みに対して法人の承諾をもって、会員登録が完了します。会員登録完了後はただちにその旨を会員に通知します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、申し込みを承諾しないか、あるいは会員登録後であっても会員登録の取り消しを行うことがあります。	会員の登録を希望される方は、法人がホームページ上で定める手続きによって会員登録の申し込みを行うものとします。 2 前項の申し込みに対して法人の承諾をもって、会員登録が完了します。会員登録完了後はただちにその旨を会員に通知します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、申し込みを承諾しないか、あるいは会員登録後であっても会員登録の取り消しを行うことがあります。	会員の登録を希望される方は、法人がホームページ上で定める手続き、または、顧客登録申込書で定める手続きによって会員登録の申し込みを行うものとします。 2 前項の申し込みに対して法人の承諾をもって、会員登録が完了します。会員登録完了後はただちにその旨を会員に通知します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、申し込みを承諾しないか、あるいは会員登録後であっても会員登録の取り消しを行うことがあります。
第5条	会員は、メールアドレス等に変更があった場合はすみやかに法人ホームページ上で定める手続きによって届け出るものとします。	会員は、氏名、メールアドレス等に変更があった場合はすみやかに法人ホームページ上で定める手続きによって届け出るものとします。	会員は、氏名、メールアドレス等登録情報に変更があった場合はすみやかに法人ホームページ上で定める手続きによって届出るものとします。
第7条	3 法人が本サービスで提供する内容を変更する場合、法人は会員に通知することなく、その変更を行うものとします。	法人が本サービスで提供する内容を変更する場合、法人は会員に通知することなく、その変更を行うものとします。	3 法人が本サービスで提供する内容、提供方法等を変更する場合、法人は会員に通知することなく、その変更を行うものとします。

青字：和泉センター版の変更点